

市立秋田総合病院登録医制度運営要綱

平成26年5月9日
理事長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）と地域医療機関が、各々の役割を分担しながら緊密な連携を図ることにより、相互に地域の医療を支え、良質な医療を提供する協力体制を構築するため、市立秋田総合病院登録医制度（以下「登録医制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録医)

第2条 市立秋田総合病院登録医（以下「登録医」という。）は、市立病院との緊密な連携の下に、患者に一貫性のある医療を提供するため、市立病院と協力体制を取ることができる地域医療機関の医師および歯科医であって、市立秋田総合病院長（以下「病院長」という。）が認めたものとする。

(登録の方法)

第3条 登録医の登録を受けようとする者は、病院長に市立秋田総合病院登録医申込書を提出するものとする。

2 病院長は、前項の規定による申込みを承認し、登録医の登録をした場合は、当該登録医に対し、市立秋田総合病院登録医証を交付する。

3 登録医の登録の有効期間は、当該登録をした日からその日の属する年度の3月31日までとし、特別の事情がない限り、当該年度の翌年度以後、1の年度ごとに更新されるものとする。

4 病院長は、登録医の申請内容に虚偽がある場合や医療機関が閉院と認められた場合は、登録を取り消すことができる。

(個人情報保護)

第4条 登録医は、入院中の自ら紹介した患者又は退院後に紹介される患者（以下「紹介患者」という。）およびそれらの家族に関して知り得た

個人情報について守秘義務を負う。

- 2 登録医は、紹介患者に関する個人情報以外の個人情報は取り扱わないものとする。

(患者の相互紹介)

第5条 病院長は、登録医からの紹介患者に対して診療および入院が迅速に行われるよう努めるものとする。

- 2 病院長は、前項の診療および入院の結果について、速やかに登録医に報告するものとする。

- 3 病院長は、病状が安定した登録医からの紹介患者については、原則として当該登録医に逆紹介するものとする。

- 4 病院長は、前項に定めるもののほか、登録医からの紹介患者でない患者であって、市立病院において受診中のものが登録医への紹介を希望した場合は、当該登録医に紹介するものとする。

(施設の利用等)

第6条 施設利用については、市立秋田総合病院施設等共同利用運営実施要綱に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、登録医制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。